

<p>○ 平成二十一年度の行政監査の結果の公表 【監査公表】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>監査事務局</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目次</p>
		<p>担当課（室）</p>

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項の規定により、平成二十一年度の行政監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十二年三月二十三日

岡山県監査委員	鈴木一茂
岡山県監査委員	小野泰弘
岡山県監査委員	石村道雄
岡山県監査委員	大森礼子

平成21年度行政監査結果

〔 平成22年3月23日
岡山県監査公表第4号 〕

岡山県監査委員

目 次

第1	行政監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨及び目的	1
3	監査の対象	1
4	監査対象年度	2
5	監査の実施方法	2
6	監査の着眼点	2
	(1) 団体の運営状況	2
	(2) 県の指導・関与等の状況	2
	(3) 今後の見直し等に対する検討状況	2
第2	県の庁舎内に事務局を置く任意団体の概要等（事前調査）	3
1	団体の概要等	3
	(1) 部局別団体数と設立後経過年数	3
	(2) 役員数と役員数別の団体数	4
	(3) 県職員の役員への就任状況（団体数）	4
	(4) 県職員の役員への就任状況（職員数）	5
	(5) 県職員が役員に就任する根拠等	5
	(6) 事務局職員数の状況	6
	(7) 県職員の事務局職員への従事状況（団体数）	6
	(8) 県職員の事務局職員への従事状況（職員数）	7
	(9) 県職員が事務局職員へ従事する根拠等	7
	(10) 設置規程等の整備状況	8
2	県庁舎の使用状況	9
	(1) 県庁舎の使用状況	9
	(2) 庁舎使用面積	9
3	収支の規模及び県費の支出状況	10
	(1) 平成20年度支出額	10
	(2) 平成20年度収入額	10
	(3) 平成21年度への繰越額	11
	(4) 県費の支出状況	11
	(5) 県費の内訳	12
	(6) 県費支出額別の団体数	12

第3	監査の結果及び意見	13
1	監査に係る団体の運営状況について	13
(1)	団体の概要	13
(2)	規約・規程等の整備状況	14
(3)	総会・役員会等の開催状況	14
(4)	諸帳簿、会計処理の状況	14
(5)	決算の状況	15
(6)	通帳・銀行印等の管理状況	16
(7)	団体の今後のあり方等	16
2	県の指導・関与等の状況について	16
(1)	県の指導・監督状況	16
(2)	県職員の団体業務への従事状況	16
(3)	行政財産の使用許可等	17
(4)	団体に対する県費支出	18
(5)	団体への関与のあり方等	18
第4	結び	19

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

県の庁舎内に事務局を置く任意団体について

2 監査の趣旨及び目的

県には、様々な背景や経緯から、県の庁舎（出先機関、学校等を含む。）内に事務局を置く任意団体が多数存在し、県と密接な連携を図りながら様々な事務事業を実施しているところである。

これらの団体には県職員が役職員を兼ねているもの、県が補助金等の財政的援助を行っているもの、業務委託を行っているもの等が少なくない。このため、これらの団体に対する県の指導や関与の状況、県支出金の処理状況等について監査を実施し、県の事務事業の合理化・適正化に資するものとする。

3 監査の対象

県の各部局に対する事前調査で報告のあった県の庁舎内に事務局を置く任意団体717団体のうち、次の要件のいずれかを満たす団体の中から31団体を選定し、当該団体を所管する所属を監査対象機関とした。

ア 平成20年度に団体に対する県費支出が100万円以上の団体

イ 団体の平成20年度支出決算額が250万円以上、かつ県職員が当該団体の事務局員として従事している団体

（表1）県の庁舎内に事務局を置く任意団体

部 局	団 体 数	選定団体数
知事部局	301	25
総務部	11	1
企画振興部	14	4
生活環境部	34	4
保健福祉部	16	3
産業労働部	19	2
農林水産部	33	2
土木部	21	3
県民局	153	6
議会事務局	2	0
教育委員会	192	4
警察本部	222	2
合 計	717	31

（表2）監査対象機関一覧表

部 局 等	監査対象機関
総務部	消防学校
企画振興部	市町村課、航空企画推進課、国際課、情報政策課
生活環境部	文化振興課、スポーツ振興課、交通対策課、自然環境課
保健福祉部	保健福祉課、健康対策課、障害福祉課
産業労働部	産業振興課、観光物産課
農林水産部	生産流通課、林政課
土木部	技術管理課、港湾課、後楽園事務所
備前県民局	地域政策部
備中県民局	健康福祉部、農林水産事業部、水島港湾事務所
美作県民局	健康福祉部
教育委員会	教育庁総務課、岡山城東高等学校、倉敷中央高等学校、倉敷工業高等学校
公安委員会	岡山西警察署、水島警察署

4 監査対象年度

平成20年度

5 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書の提出を求めるとともに、監査事務局職員による実地調査等の結果を踏まえ、監査を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 団体の運営状況

- ① 団体の設立目的に照らして適正な運営がなされているか。
- ② 諸規程（設置規程、経理規程等）は整備されているか。
- ③ 総会・役員会・監事会等は適正に運営されているか。
- ④ 事務事業の執行体制は適切か。
- ⑤ 適正な経理処理が行われているか。

(2) 県の指導・関与等の状況

- ① 県の指導・監督は、適正に行われているか。
- ② 県職員の業務従事等による関与は適切か。県職員が団体の業務に従事する場合の手續が適正に行われているか。県と団体との事務区分は明確か。
- ③ 執務場所の行政財産使用許可、県有財産貸付の手續きが行われているか。庁舎使用に係る経費負担は適切か。
- ④ 県費支出の目的、規模は適正か。交付決定、完了確認等の処理は適正か。

(3) 今後の見直し等に対する検討状況

- ① 県の庁舎内に事務局を置く必要性について、再点検が行われているか。
- ② 廃止、縮小、他の類似団体との統合等、社会情勢等を踏まえた今後の方向性について検討が行われているか。

第2 県の庁舎内に事務局を置く任意団体の概要等（事前調査）

監査を実施するに当たり、「県庁舎内に事務局を置く任意団体」（平成21年3月31日現在）について、県の全機関を対象として事前調査を実施したが、各部局から報告された団体の概要等は次のとおりである。

1 団体の概要等

(1) 部局別団体数と設立後経過年数

事前調査の結果、各部局から報告のあった団体は717団体であった。

部局別団体数では警察本部が222団体と最も多いが、各警察署毎の交通安全協会、安全運転管理者協議会、防犯連合会等によるものである。次いで教育委員会が192団体と多いが、これは各県立学校毎のPTA、同窓会等によるものである。

設立後経過年数別の団体数は次表のとおりであった。

(表3) 部局別団体数と設立後経過年数

部 局	全団体数	設立後経過年数別の団体数						
		10年未満	10-19年	20-29年	30-39年	40-49年	50年以上	不明
知事部局	301	102	41	39	52	39	24	4
┆ 総務部	11	2	3	3	0	2	1	0
┆ 企画振興部	14	3	2	5	3	0	1	0
┆ 生活環境部	34	14	6	3	5	5	1	0
┆ 保健福祉部	16	3	1	2	2	4	4	0
┆ 産業労働部	19	11	2	0	1	3	2	0
┆ 農林水産部	33	4	5	6	6	8	4	0
┆ 土木部	21	10	2	0	3	2	3	1
┆ 県民局	153	55	20	20	32	15	8	3
議会事務局	2	0	0	0	1	0	0	1
教育委員会	192	27	6	26	21	31	45	36
警察本部	222	8	32	59	52	52	17	2
合 計	717	137	79	124	126	122	86	43
┆ 割合	100.0%	19.1%	11.0%	17.3%	17.6%	17.0%	12.0%	6.0%

(注1) 出納局、企業局、人事委員会、労働委員会、監査事務局には該当団体がなかった。

(注2) 「県民局」欄は、「備前県民局」「備中県民局」「美作県民局」に係る団体数の合計である。

(注3) 「各部局」欄には、それぞれの出先事務所（各部の出先事務所、県民局の出先事務所、教育事務所・学校、警察署等）を含む。

(2) 役員数と役員数別の団体数

役員総数は14,763人で、1団体当たりの役員数は20.6人であった。

1団体当たりの役員数については教育委員会の団体が40.6人と多いが、これはPTAや同窓会において多数の役員がいることによる。

役員数別の団体数では、「1人以上10人未満」が最も多く42.3%、次いで「10人以上25人未満」が36.0%であった。

(表4) 役員数と役員数別の団体数

部 局	全団体数 a	役員総数 (人) b	団体当たり 役員数 (人) b/a	役員数別の団体数					
				0人	1-9人	10-24 人	25-49 人	50-99 人	100人 以上
知事部局	301	3,417	11.4	12	171	91	22	2	3
総務部	11	125	11.4	0	5	6	0	0	0
企画振興部	14	226	16.1	0	7	4	2	1	0
生活環境部	34	457	13.4	8	12	9	4	0	1
保健福祉部	16	206	12.9	2	5	7	2	0	0
産業労働部	19	286	15.1	0	10	6	2	0	1
農林水産部	33	540	16.4	0	13	17	2	0	1
土木部	21	245	11.7	0	11	8	2	0	0
県民局	153	1,332	8.7	2	108	34	8	1	0
議会事務局	2	24	12.0	0	1	1	0	0	0
教育委員会	192	7,799	40.6	1	41	76	38	17	19
警察本部	222	3,523	15.9	2	90	90	33	5	2
合計	717	14,763	20.6	15	303	258	93	24	24
割合	100.0%			2.1%	42.3%	36.0%	13.0%	3.3%	3.3%

(3) 県職員の役員への就任状況（団体数）

県職員が代表者である団体は97団体(13.5%)であった。

県職員が役員に就任している団体は303団体(42.3%)であった。

(表5) 県職員の役員への就任状況（団体数）

部 局	全団体数 a	県職員が代表者 である 団体数		県職員が役員に就任 している 団体数	
		b	割合 b/a	c	割合 c/a
知事部局	301	70	23.3%	130	43.2%
総務部	11	2	18.2%	9	81.8%
企画振興部	14	6	42.9%	8	57.1%
生活環境部	34	10	29.4%	18	52.9%
保健福祉部	16	3	18.8%	5	31.3%
産業労働部	19	6	31.6%	13	68.4%
農林水産部	33	12	36.4%	20	60.6%
土木部	21	13	61.9%	15	71.4%
県民局	153	18	11.8%	42	27.5%
議会事務局	2	0	0.0%	0	0.0%
教育委員会	192	27	14.1%	153	79.7%
警察本部	222	0	0.0%	20	9.0%
合計	717	97	13.5%	303	42.3%

(4) 県職員の役員への就任状況（職員数）

県職員で団体役員へ就任している者は1,383人で、役員総数14,763人の9.4%であった。1団体当たりの「県職員で団体役員へ就任している者の数」は、717団体の平均では1.9人、県職員が役員に就任している団体数（表5・c）の303団体では4.6人であった。

（表6）県職員の役員への就任状況（職員数）

部 局	全団体数 a	総役員数 (人) b	役員のうち 県職員 数(人) c	割合 c/b	1団体当たりの 県職員の役員数	
					(人) c/a	(人) c/(表5・c)
知事部局	301	3,417	341	10.0%	1.1	2.6
総務部	11	125	22	17.6%	2.0	2.4
企画振興部	14	226	14	6.2%	1.0	1.8
生活環境部	34	457	37	8.1%	1.1	2.1
保健福祉部	16	206	27	13.1%	1.7	5.4
産業労働部	19	286	20	7.0%	1.1	1.5
農林水産部	33	540	74	13.7%	2.2	3.7
土木部	21	245	69	28.2%	3.3	4.6
県民局	153	1,332	78	5.9%	0.5	1.9
議会事務局	2	24	0	0.0%	0.0	-
教育委員会	192	7,799	1,015	13.0%	5.3	6.6
警察本部	222	3,523	27	0.8%	0.1	1.4
合 計	717	14,763	1,383	9.4%	1.9	4.6

(5) 県職員が役員に就任する根拠等

県職員が団体役員に就任する根拠としては、公務として就任する「職務命令」が最も多く273団体(90.1%)であった。職務専念義務の免除を行って役員に就任している団体は8団体(2.6%)であった。

県職員が団体役員として従事する年間時間数は、1団体当たり平均39.3時間であった。

（表7）県職員が役員に就任する根拠等

部 局	県職員が 役員に就 任してい る団体数 a	県職員が役員に就任する根拠別の団体数					県職員 従事時間 (時間) g	県職員 平均 従事時間 (時間) g/a
		職務専 念義務 免除 b	職務 命令 c	法令の 規定に 基づく d	団体へ 派遣 e	その他 f		
知事部局	130	6	107	2	0	15	2,661	20.5
総務部	9	2	7	0	0	0	161	17.9
企画振興部	8	0	8	0	0	0	11	1.4
生活環境部	18	2	6	0	0	10	116	6.4
保健福祉部	5	0	2	0	0	3	72	14.4
産業労働部	13	2	11	0	0	0	156	12.0
農林水産部	20	0	20	0	0	0	451	22.6
土木部	15	0	13	2	0	0	1,201	80.1
県民局	42	0	40	0	0	2	493	11.7
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	-
教育委員会	153	2	146	0	0	5	9,168	59.9
警察本部	20	0	20	0	0	0	70	3.5
合 計	303	8	273	2	0	20	11,899	39.3
割 合	100.0%	2.6%	90.1%	0.7%	0.0%	6.6%		

(6) 事務局職員数の状況

事務局職員の総数は1,922人で、1団体当たり平均職員数は2.7人であった。

事務局職員数別の団体数では、「事務局職員が1人の団体」が最も多く302団体(42.1%)、次いで「3~5人の団体」が179団体(25.0%)、「2人の団体」が129団体(18.0%)であった。

(表8) 事務局職員数の状況

部 局	全団体数	事務局		事務局職員数別の団体数					
		職員総数 (人)	平均職員 数(人)	0人 (不在)	1人	2人	3-5人	6-9人	10人 以上
知事部局	301	854	2.8	5	96	63	107	23	7
┆ 総務部	11	33	3.0	0	0	5	6	0	0
┆ 企画振興部	14	58	4.1	3	0	0	7	3	1
┆ 生活環境部	34	110	3.2	0	2	14	16	1	1
┆ 保健福祉部	16	54	3.4	2	4	2	4	3	1
┆ 産業労働部	19	71	3.7	0	0	4	13	2	0
┆ 農林水産部	33	87	2.6	0	12	6	13	1	1
┆ 土木部	21	125	6.0	0	2	1	7	9	2
┆ 県民局	153	316	2.1	1	75	31	41	4	1
議会事務局	2	6	3.0	0	0	0	2	0	0
教育委員会	192	810	4.2	14	17	41	66	39	15
警察本部	222	252	1.1	3	190	25	4	0	0
合 計	717	1,922	2.7	23	302	129	179	62	22
┆ 割合				3.2%	42.1%	18.0%	25.0%	8.6%	3.1%

(7) 県職員の事務局職員への従事状況(団体数)

事務局職員がいる694団体のうち、県職員が事務局職員として従事している団体は643団体(92.7%)であった。

(表9) 県職員の事務局職員への従事状況(団体数)

部 局	全団体数 a	左のうち 事務局職員 がいる 団体数 b	県職員が事務局職員に 従事している団体数		県職員が事務局職員に 従事していない団体数	
			c	割合 c/b	e=b-c	割合 e/b
知事部局	301	295	288	97.6%	7	2.4%
┆ 総務部	11	11	11	100.0%	0	0.0%
┆ 企画振興部	14	11	11	100.0%	0	0.0%
┆ 生活環境部	34	34	34	100.0%	0	0.0%
┆ 保健福祉部	16	14	13	92.9%	1	7.1%
┆ 産業労働部	19	19	18	94.7%	1	5.3%
┆ 農林水産部	33	33	33	100.0%	0	0.0%
┆ 土木部	21	21	21	100.0%	0	0.0%
┆ 県民局	153	152	147	96.7%	5	3.3%
議会事務局	2	2	2	100.0%	0	0.0%
教育委員会	192	178	172	96.6%	6	3.4%
警察本部	222	219	181	82.6%	38	17.4%
合 計	717	694	643	92.7%	51	7.3%

(8) 県職員の事務局職員への従事状況（職員数）

事務局職員総数1,922人のうち、県職員は1,786人(92.9%)であった。

1団体当たりの平均県職員数は2.6人であった。

(表10) 県職員の事務局職員数への従事状況（職員数）

部 局	事務局職員がいる 団体数 a	事務局職員総数 (人) b	事務局職員のうち県職員		事務局職員のうち県職員以外 平均職員数 (人) c/a	事務局職員のうち県職員以外		平均職員数 (人) d/a
			県職員数 (人) c	割合 c/b		県職員以外の 事務局職員数 (人) d=b-c	割合 d/b	
知事部局	295	854	801	93.8%	2.7	53	6.2%	0.2
総務部	11	33	26	78.8%	2.4	7	21.2%	0.6
企画振興部	11	58	55	94.8%	5.0	3	5.2%	0.3
生活環境部	34	110	106	96.4%	3.1	4	3.6%	0.1
保健福祉部	14	54	52	96.3%	3.7	2	3.7%	0.1
産業労働部	19	71	69	97.2%	3.6	2	2.8%	0.1
農林水産部	33	87	80	92.0%	2.4	7	8.0%	0.2
土木部	21	125	99	79.2%	4.7	26	20.8%	1.2
県民局	152	316	314	99.4%	2.1	2	0.6%	0.0
議会事務局	2	6	6	100.0%	3.0	0	0.0%	0.0
教育委員会	178	810	774	95.6%	4.3	36	4.4%	0.2
警察本部	219	252	205	81.3%	0.9	47	18.7%	0.2
合 計	694	1,922	1,786	92.9%	2.6	136	7.1%	0.2

(9) 県職員が事務局職員へ従事する根拠等

県職員が団体の事務局職員に従事する根拠は、公務として就任する「職務命令」が最も多く515団体(80.1%)であった。職務専念義務の免除を行って事務局職員に従事している団体は69団体(10.7%)であった。

(表11) 県職員が事務局職員へ従事する根拠等

部 局	事務局職員に県職員が就任している 団体数 a	県職員が就任する根拠別の団体数					県職員の 従事時間 (時間) g	県職員の 平均 従事時間 (時間) g/a
		職務専念義務免除 b	職務命令 c	法令の規定に基づく d	団体へ派遣 e	その他 f		
知事部局	288	65	217	0	0	6	96,460	334.9
総務部	11	3	8	0	0	0	1,800	163.6
企画振興部	11	0	11	0	0	0	11,372	1,033.8
生活環境部	34	3	31	0	0	0	33,683	990.7
保健福祉部	13	3	7	0	0	3	7,051	542.4
産業労働部	18	2	16	0	0	0	8,609	478.3
農林水産部	33	1	32	0	0	0	5,400	163.6
土木部	21	0	20	0	0	1	8,046	383.1
県民局	147	53	92	0	0	2	20,499	139.4
議会事務局	2	0	2	0	0	0	100	50.0
教育委員会	172	4	115	0	0	53	65,226	379.2
警察本部	181	0	181	0	0	0	5,672	31.3
合 計	643	69	515	0	0	59	167,458	260.4
割 合	100.0%	10.7%	80.1%	0.0%	0.0%	9.2%		

(10) 設置規程等の整備状況

「団体の設置運営規程」は693団体(96.7%)の団体が有するが、「会計規程」は307団体(42.8%)、「決裁権限規程」は169団体(23.6%)、「給与等規程」は53団体(7.4%)であった。

(表12) 設置規程等の整備状況

部 局	全団体数	規程を有している団体数							
		設置・運営規程		会計規程		決裁権限規程		給与等規程	
			割合		割合		割合		割合
知事部局	301	287	95.3%	29	9.6%	20	6.6%	6	2.0%
総務部	11	11	100.0%	1	9.1%	2	18.2%	0	0.0%
企画振興部	14	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
生活環境部	34	32	94.1%	4	11.8%	4	11.8%	0	0.0%
保健福祉部	16	15	93.8%	2	12.5%	0	0.0%	1	6.3%
産業労働部	19	19	100.0%	0	0.0%	1	5.3%	1	5.3%
農林水産部	33	32	97.0%	4	12.1%	2	6.1%	0	0.0%
土木部	21	21	100.0%	5	23.8%	3	14.3%	0	0.0%
県民局	153	143	93.5%	13	8.5%	8	5.2%	4	2.6%
議会事務局	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
教育委員会	192	189	98.4%	99	51.6%	84	43.8%	17	8.9%
警察本部	222	215	96.8%	179	80.6%	65	29.3%	30	13.5%
合計	717	693	96.7%	307	42.8%	169	23.6%	53	7.4%

2 県庁舎の使用状況

(1) 県庁舎の使用状況

県庁舎の使用面積の合計は5,907.4㎡で、1団体当たり平均8.2㎡であった。

庁舎使用について行政財産使用許可を受けている団体は82団体(11.4%)であり、そのうち使用料の減免を受けている団体は71団体(9.9%)であった。

年間の庁舎使用料合計は682千円であった。

(表13) 県庁舎の使用状況

部 局	全団体数 a	庁舎使用 面積 (㎡) b	団体当 り面積 (㎡) b/a	行政財産 使用許可 を受けて いる団体 数 c			年間 使用料 合計 (千円)
				割合 c/a	使用料の 減免有 団体数 d		
知事部局	301	2,465.8	8.2	29	9.6%	23	306
┆ 総務部	11	115.8	10.5	2	18.2%	2	0
┆ 企画振興部	14	82.7	5.9	0	-	0	0
┆ 生活環境部	34	464.0	13.6	3	8.8%	3	0
┆ 保健福祉部	16	92.5	5.8	4	25.0%	3	34
┆ 産業労働部	19	238.4	12.5	2	10.5%	1	155
┆ 農林水産部	33	240.5	7.3	2	6.1%	2	0
┆ 土木部	21	282.3	13.4	10	47.6%	10	0
┆ 県民局	153	949.6	6.2	6	3.9%	2	117
議会事務局	2	19.8	9.9	0	-	0	0
教育委員会	192	2,630.0	13.7	26	13.5%	23	344
警察本部	222	791.8	3.6	27	12.2%	25	32
合 計	717	5,907.4	8.2	82	11.4%	71	682

(2) 庁舎使用面積

庁舎使用面積について、面積別の団体数は5㎡未満が最も多く422団体(58.9%)であった。

(表14) 庁舎使用面積

部 局	全団体数	庁舎使用面積別の団体数				
		5㎡未満	5-9㎡	10-49㎡	50-99㎡	100㎡以上
知事部局	301	153	79	65	3	1
┆ 総務部	11	1	3	7	0	0
┆ 企画振興部	14	8	3	3	0	0
┆ 生活環境部	34	3	16	14	0	1
┆ 保健福祉部	16	11	2	3	0	0
┆ 産業労働部	19	2	8	9	0	0
┆ 農林水産部	33	17	9	7	0	0
┆ 土木部	21	7	2	12	0	0
┆ 県民局	153	104	36	10	3	0
議会事務局	2	0	2	0	0	0
教育委員会	192	71	41	74	5	1
警察本部	222	198	22	2	0	0
合 計	717	422	144	141	8	2
┆ 割 合	100.0%	58.9%	20.1%	19.7%	1.1%	0.3%

3 収支の規模及び県費の支出状況

(1) 平成20年度支出額

平成20年度支出決算額については、「1円以上50万円未満」の団体数が最も多く236団体(32.9%)であった。次いで、「支出額がない団体」が116団体(16.2%)であった。

(表15) 平成20年度支出額

部 局	全団体数	支出決算額別の団体数						
		0円	1円 以上 50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 250万円 未満	250万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上
知事部局	301	64	101	55	39	16	9	17
総務部	11	2	0	3	2	2	0	2
企画振興部	14	4	2	1	4	1	0	2
生活環境部	34	18	3	3	4	2	2	2
保健福祉部	16	2	3	1	4	2	2	2
産業労働部	19	8	1	3	4	2	0	1
農林水産部	33	3	16	4	5	2	1	2
土木部	21	5	6	1	3	1	2	3
県民局	153	22	70	39	13	4	2	3
議会事務局	2	0	0	1	0	1	0	0
教育委員会	192	5	43	21	40	27	16	40
警察本部	222	47	92	24	22	17	12	8
合 計	717	116	236	101	101	61	37	65
割 合	100.0%	16.2%	32.9%	14.1%	14.1%	8.5%	5.2%	9.1%

(2) 平成20年度収入額

平成20年度収入決算額については、「1円以上50万円未満」の団体数が最も多く175団体(24.4%)であった。次いで、「100万円以上250万円未満」で125団体(17.4%)であった。

(表16) 平成20年度収入額

部 局	全団体数	収入決算額別の団体数						
		0円	1円 以上 50万円 未満	50円 以上 100万円 未満	100万円 以上 250万円 未満	250万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上
知事部局	301	57	79	52	58	23	14	18
総務部	11	2	0	0	4	2	1	2
企画振興部	14	1	3	0	6	1	1	2
生活環境部	34	17	0	2	8	3	1	3
保健福祉部	16	2	1	2	4	3	2	2
産業労働部	19	8	0	1	3	4	2	1
農林水産部	33	3	8	8	8	2	2	2
土木部	21	5	1	3	3	3	3	3
県民局	153	19	66	36	22	5	2	3
議会事務局	2	0	0	1	0	1	0	0
教育委員会	192	2	20	13	41	42	25	49
警察本部	222	44	76	33	26	18	9	16
合 計	717	103	175	99	125	84	48	83
割 合	100.0%	14.4%	24.4%	13.8%	17.4%	11.7%	6.7%	11.6%

(3) 平成21年度への繰越額

平成21年度への繰越額については、「1円以上50万円未満」の団体数が最も多く310団体(43.2%)であった。

(表17) 平成21年度への繰越額

部 局	全団体数	繰越決算額別の団体数						
		0円	1円 以上 50万円 未満	50円 以上 100万円 未満	100万円 以上 250万円 未満	250万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上
知事部局	301	99	133	29	25	10	1	4
総務部	11	2	2	4	3	0	0	0
企画振興部	14	3	3	1	4	1	0	2
生活環境部	34	19	7	2	5	1	0	0
保健福祉部	16	2	8	4	1	1	0	0
産業労働部	19	8	1	3	3	4	0	0
農林水産部	33	7	17	4	3	1	0	1
土木部	21	6	2	5	5	2	0	1
県民局	153	52	93	6	1	0	1	0
議会事務局	2	0	2	0	0	0	0	0
教育委員会	192	12	56	34	30	26	26	8
警察本部	222	64	119	10	15	6	8	0
合 計	717	175	310	73	70	42	35	12
割 合	100.0%	24.4%	43.2%	10.2%	9.8%	5.9%	4.9%	1.7%

(4) 県費の支出状況

県が補助金、負担金、委託料などの県費を支出している団体は121団体で、全団体717団体の16.9%、平成20年度に収入のあった614団体の19.7%であった。

団体へ支出した県費総額は約2.8億円で、団体の収入総額の3.9%であった。

(表18) 県費の支出状況

部 局	全団体数 a	H20年度 収入があ る団体数 b	県費を 支出した 団体数 c		H20年度 収入総額 (千円) d	うち県費 (千円) e		
			割合 c/a	割合 c/b		割合 e/d		
知事部局	301	244	98	32.6%	40.2%	4,662,468	260,086	5.6%
総務部	11	9	4	36.4%	44.4%	137,250	625	0.5%
企画振興部	14	13	7	50.0%	53.8%	188,128	67,536	35.9%
生活環境部	34	17	10	29.4%	58.8%	83,167	51,396	61.8%
保健福祉部	16	14	6	37.5%	42.9%	64,643	26,382	40.8%
産業労働部	19	11	8	42.1%	72.7%	53,442	6,010	11.2%
農林水産部	33	30	7	21.2%	23.3%	3,835,804	13,881	0.4%
土木部	21	16	9	42.9%	56.3%	147,174	51,283	34.8%
県民局	153	134	47	30.7%	35.1%	152,860	42,973	28.1%
議会事務局	2	2	1	50.0%	50.0%	4,653	741	15.9%
教育委員会	192	190	13	6.8%	6.8%	1,963,980	15,508	0.8%
警察本部	222	178	9	4.1%	5.1%	482,994	246	0.1%
合 計	717	614	121	16.9%	19.7%	7,114,095	276,581	3.9%

(注) 農林水産部所管団体の収入総額のうち、米の生産調整を行う団体の収入額が37.4億円を占めている。

(5) 県費の内訳

県費約2.8億円の内訳は、負担金が最も多く約1.7億円(60.3%)、次いで委託料約59百万円(21.4%)、補助金約50百万円(18.2%)であった。

(表19) 県費の内訳

部 局	H20年度 県費計 (千円)	県費の内訳(千円)				
		補助金	負担金	交付金	委託料	貸付金 その他
知事部局	260,086	38,385	164,488	0	57,007	206
総務部	625	200	425	0	0	0
企画振興部	67,536	0	63,421	0	4,115	0
生活環境部	51,396	2,920	38,788	0	9,688	0
保健福祉部	26,382	9,495	0	0	16,887	0
産業労働部	6,010	230	5,780	0	0	0
農林水産部	13,881	13,478	300	0	0	103
土木部	51,283	5,559	45,724	0	0	0
県民局	42,973	6,503	10,050	0	26,317	103
議会事務局	741	741	0	0	0	0
教育委員会	15,508	10,958	2,198	0	2,250	102
警察本部	246	157	41	0	0	48
合 計	276,581	50,241	166,727	0	59,257	356
割 合	100.0%	18.2%	60.3%	0.0%	21.4%	0.1%

(6) 県費支出額別の団体数

県費支出額別の団体数は、「50万円未満」が最も多く66団体(54.5%)であった。

(表20) 県費支出額別の団体数

部 局	H20年度 県費を支 出してい る団体数	県費支出額別の団体数					
		50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 250万円 未満	250万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上
知事部局	98	51	15	15	7	6	4
総務部	4	4	0	0	0	0	0
企画振興部	7	2	2	1	1	0	1
生活環境部	10	3	1	3	0	1	2
保健福祉部	6	0	1	2	1	2	0
産業労働部	8	5	0	2	1	0	0
農林水産部	7	5	0	0	1	1	0
土木部	9	3	2	1	2	0	1
県民局	47	29	9	6	1	2	0
議会事務局	1	0	1	0	0	0	0
教育委員会	13	6	4	2	0	1	0
警察本部	9	9	0	0	0	0	0
合 計	121	66	20	17	7	7	4
割 合	100.0%	54.5%	16.5%	14.0%	5.8%	5.8%	3.3%

第3 監査の結果及び意見

717団体の中から選定した31団体を所管する所属を対象に行った監査の結果、事務処理は概ね適正に行われていると認められたが、更なる改善や検討が必要な事項も見受けられた。

1 監査に係る団体の運営状況について

(1) 団体の概要

① 設立後経過年数の状況

今回監査対象とした県の機関が所管する団体の設立後経過年数別の団体数は次表のとおりである。

設立後長期間が経過し、団体設立当時の目的はほぼ達成されている等の理由により、廃止・縮小等を検討している団体もあった。

(表2-1) 設立後経過年数の状況

区 分	全団体数	設立後経過年数別の団体数						
		10年未満	10-19年	20-29年	30-39年	40-49年	50年以上	不明
団体数	31	9	5	3	5	5	4	0
割合	100.0%	29.0%	16.1%	9.7%	16.1%	16.1%	12.9%	0.0%

② 団体役員の状況

団体役員の状況は次表のとおりである。監査に係る31団体のうち県職員が代表者に就任しているものは12団体であり、県職員が役員に就任しているものは19団体であった。なお、監事を設置していない団体が3団体あった。

(表2-2) 団体役員の状況

部 局	全団体数	代表者		役員数				県職員の就任	
		代表者に県職員以外の者が就任している団体数	代表者に県職員が就任している団体数	合計	会長	会長監事以外の役員	監事	役員数合計のうち県職員数	役員に県職員が就任している団体数
				(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
合計	31	19	12	654	31	566	57	123	19

③ 団体事務局の状況

31団体のうち、「県職員が従事していないもの」が1団体あり、その団体の事務局職員は団体の専従職員1名のみであった。

事務局に県職員以外の「団体の専従職員」を置いているものが10団体あった。

また、事務局職員が1名のみのもものが2団体あった。

(表2-3) 団体事務局の状況

部 局	合 計	県職員		団体職員			その他	
		正職員	臨時職員	派遣	正職員	臨時職員	派遣	その他
合 人 数(人)	163	135	2	0	10	9	0	7
計 団 体 数(団体)	31	30	2	0	6	4	0	2

(注)その他の2団体7名については、商工会議所の職員、関係企業職員、関係市町村職員等である。

【意見】

事務局職員が1名である団体については、事務の内部牽制体制が十分に機能するよう指導・監督することが必要である。

(2) 規約・規程等の整備状況

団体の設置運営規程については、監査対象31団体全ての団体で有していた。

会計関係規程及び決裁権限規程を有する団体は少なかった。

その他の規程として「イベントに係る実施要綱・実施細則」、「表彰規程」、「部会設置規程」等を有している団体があった。

(表24) 規約・規程等の整備状況

区 分	整備済み		未整備	
	団体数	割合	団体数	割合
設置運営規程	31	100.0%	0	0.0%
会計関係規程	9	29.0%	22	71.0%
決裁権限規程	7	22.6%	24	77.4%
給与等規程	5	16.1%	26	83.9%
その他の規程	10	32.3%	21	67.7%

【意見】

会計関係規程、決裁権限規程については、適正な会計処理及び効率的な事業実施を行うため整備する必要がある。

(3) 総会・役員会等の開催状況

総会等の開催状況は次表のとおりある。総会については監査対象の31団体のうち27団体が開催していたが、4団体は開催していなかった。役員会は20団体が開催していた。

監事監査については、3団体が監査を実施していなかったが、3団体はいずれも監事を設置していない団体であった。また、監事監査が会計年度終了前に行われていた団体や議事録を作成していない団体が見受けられた。

(表25) 総会・役員会等の開催状況

区 分	監査対象団体数(団体)	総会		役員会		監事監査				
		開催団体数(団体)	開催延べ回数(回)	開催団体数(団体)	開催延べ回数(回)	実施団体数(団体)	実施回数(回)	監事設置人数(人)	監査実施人数(人)	残高証明徴収(団体)
合計	31	27	37	20	51	28	29	57	56	3

【意見】

監事を設置していない団体は監事を設置し、年に1度以上の監事監査を行うことが必要であるとともに、監事監査は会計年度終了後に行うことが望ましい。監査の内容についても、会計処理に係る監査のみならず、事業の効率性などに着目した事業内容に対する監査が行われることが望ましい。

また、総会、役員会等の開催記録等を残すことが望ましい。

(4) 諸帳簿、会計処理の状況

収入・支出事務や契約事務、履行確認など会計事務において、改善が必要と認められる事例が一部に見受けられた。

【意見】

団体において適正な会計処理が行われるよう、次の観点から、必要に応じて団体を指導する必要がある。

ア 現金出納簿、収入伺、支出伺、支払等証拠書類、決算書類等は適正に作成されているか。

イ 事務処理は県事務と混同することなく団体事務として適正に行われているか。

ウ 契約等においては競争性が適正に確保されているか。

(5) 決算の状況

① 決算の概要

31団体の平成20年度収入額は、最小約131万円、最大約9,028万円であった。

平成20年度支出額は、最小約108万円、最大約7,804万円であった。

平成21年度への繰越額は、最大3,012万円であった。

積立金又は基金を有しているものは9団体あり、最少30万円、最大3,315万円であった。

(表26) 平成20年度決算の状況

区 分	全団体数	決算額別の団体数						
		0円	1円 以上 50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 250万円 未満	250万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上
H20年度収入額	31	0	0	0	2	7	9	13
H20年度支出額	31	0	0	0	4	9	5	13
H20→H21繰越額	31	4	3	4	9	4	2	5
積立金・基金額	31	22	1	0	1	1	1	5

② 繰越額の規模

平成21年度への繰越額の規模については、平成20年度収入総額（前年度からの繰越金を含む。）の50%を超えるものが、4団体あった。

平成20年度収入額（前年度からの繰越金を除く。）と比較したところ、当該額よりも繰越額の方が大きなものが3団体あった。

平成20年度県費支出額（負担金、補助金等）と比較したところ、繰越額の方が大きなものが7団体あった。

(表27) 繰越額の規模

区 分	合 計	繰越割合別の団体数					
		県費無	0% ～25%	25%超 ～50%	50%超 ～75%	75%超 ～100%	100%超
繰越額/H20年度総収入 (H19からの繰越含む)	31	—	22	5	4	0	0
繰越額/H20年度収入 (H19からの繰越除く)	31	—	20	6	1	1	3
繰越額/H20年度県費	31	6	10	3	2	3	7

【意見】

繰越にはそれぞれ必要性が認められたが、今後とも繰越額の状況には十分留意し、県から補助金等を支出している団体について多額の繰越額がある場合は、県の財政的支援の必要性を再検討する必要がある。

(6) 通帳・銀行印等の管理状況

預金通帳及び銀行届出印については全ての団体が施錠して保管していたが、通帳と届出印の管理者が同一の者である団体が9団体あった。

また、預金証書、有価証券等を保有している団体は2団体であった。

(表28) 預金通帳等の管理状況

区 分	保有している団体数	保有数		施錠している団体数	通帳と届出印の管理者が同一の団体数
		(通, 個)	1団体当たり数 (通, 個)		
預金通帳	31	74	2.4	31	9
銀行届出印	31	37	1.2	31	
預金証書、有価証券等	2	3	-	2	

【意見】

通帳の管理者と届出印の管理者は別とし、内部牽制体制が整備されるよう指導を行う必要がある。

(7) 団体の今後のあり方等

多くの団体では今までどおり事業を継続するとしているが、将来事業を拡大する予定の団体が2団体、廃止を検討している団体が1団体、事業活動の縮小を検討している団体が2団体、事務局の民間組織等への移管を検討中の団体が1団体あった。

2 県の指導・関与等の状況について

(1) 県の指導・監督状況

団体に対する立入検査等の指導・監督を実施しているのは、31団体のうち4団体であった。

【意見】

団体に対し、必要に応じて出納検査等、適切な指導・監督を行う必要がある。

(2) 県職員の団体業務への従事状況

① 他団体へ従事させる際の服務上の取扱

一般職の地方公務員に適用される地方公務員法第35条では「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されており、一般職の職員を任意団体の事務に従事させるには、職務命令又は職務専念義務の免除等によることとなる。

当該団体の事務に「職務命令」により従事させるか、あるいは「職務専念義務免除」の手続により従事させるかは、当該団体の事務が「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」つまり「県の本来業務（公務）」に該当するかどうかの判断に依ることになる。

県職員の団体業務への従事状況は次表のとおりであり、役員、事務局職員ともに職務命令により団体事務に従事している人数が多い。

(表29) 県職員の団体業務への従事状況

区 分	職務命令		職務専念義務免除		合 計	
	団体数	人 数 (人)	団体数	人 数 (人)	団体数	人 数 (人)
団体役員	17	119	3	4	19	123
団体事務局職員	27	131	3	7	30	138

(注) 団体役員について団体数の横計が一致しないのは、1 団体において職務命令による者と職務専念義務免除による者が存在しているためである。

【意見】

団体への従事状況が不適切な事例は見受けられなかったが、任意団体の事務は多様であるため、「職務命令」によるか「職務専念義務免除」によるか、従事する業務内容に応じ、適正な運用がなされるよう点検されたい。

(3) 行政財産の使用許可等

① 行政財産の使用許可及び使用料の徴収

県の庁舎等の行政財産を任意団体が使用するためには、地方自治法等の規定に基づき行政財産の使用許可を受ける必要がある。また、使用許可を受けた団体から、県は使用料を徴収することとされているが、条例の規定に該当する場合は、県はその使用料を減免することができる。

31団体のうち行政財産の使用許可を受けているものは11団体であった。また、11団体のうち9団体は使用料の減免を受けていた。

【意見】

行政財産の使用許可及び使用料の減免について、法令の規定等により適正な手続がなされるよう、団体の専従職員の有無、団体専用の備品の有無など団体の実態に応じて再点検されたい。

② 物品の貸付手続

県有備品等を任意団体に使用させる場合は、条例等の規定により貸付手続が必要である。

監査に係る31団体の全てが県備品（机、椅子、パソコン等）を使用していたが貸借契約締結、借用証書交付等の貸付手続を行っている団体、又は使用料等を支払っている団体はなかった。

【意見】

県有物品の貸付については、県の規定等に基づき適正な手続を行うよう再点検されたい。

③ 管理経費の負担

行政財産の使用に伴う管理経費（光熱水費、衛生諸費）については、使用者に負担させることとされている。

31団体のうち、管理経費について何らかの負担を行っている団体は8団体であった。

「県職員以外の団体の専従職員が存在し」かつ「団体専用の机等の備品がある」4団体は、なんらかの管理経費を負担していた。ただし、負担の内容には差異があった。

【意見】

行政財産の使用に伴う管理経費の負担について、適正かつ合理的な運用がなされるよう取扱の基準を明確にして、団体の実態に応じ再点検されたい。

(4) 団体に対する県費支出

① 県費支出の状況

31団体のうち、負担金等の県費を支出しているものは25団体で、その合計金額193,682千円は、収入合計640,277千円の約30%に相当する。

県費のうちで最も金額が多いのは負担金で、10団体144,991千円であった。

(表30) 県費支出の状況

区 分	H20年度 収入合計	県費 合計				
		負担金	補助金	委託料	その他	
合計金額(千円)	640,277	193,682	144,991	13,070	35,311	310
収入合計に対する割合	100.0%	30.2%	22.6%	2.0%	5.5%	0.0%
団体数(団体)	31	25	10	7	10	2

(注1) 団体数が一致しないのは、複数の県費を受け入れている団体があるため。

(注2) 県費で「負担金」には、「分担金」を含む。

(注3) 県費で「その他」は、広報誌の買上代金、保険広告料、会費等であった。

② 完了検査の状況

補助金9件と委託料17件については、全て書面検査が行われていた。

(表31) 県費に係る完了検査等の状況

区 分	補助金			委託料			担当 一致
	件数	完了検査		件数	完了検査		
		無	書面		無	書面	
件 数(件)	9	0	9	17	0	17	18
団体数(団体)	7	0	7	10	0	10	13

【意見】

補助金、委託料等の完了検査は、事業の完了を確認するだけでなく、投入された県費の事業効果を測定するためにも重要である。厳正な検査結果を確保するため、必要に応じて実地検査の導入を検討されたい。

③ 担当者の状況

補助金等の県の担当者と団体の担当者が同一人となっているものが、全42件中18件(42.9%)あった。

【意見】

補助金等の県の担当者と団体の担当者は、できる限り同一人としなことが望ましい。

(5) 団体への関与のあり方等

① 団体の事務局を県の庁舎に置くことの必要性

31団体のうち、引き続き県の庁舎内に事務局を置く予定の団体は、27団体であった。

【意見】

団体の事務局を県の庁舎内に置くこと理由は、多くの団体で県行政との緊密な連携を図り効率的な業務を実施するためであると思われるが、その反面、県と

団体の役割分担があいまいとなり、責任の所在が不明確となる恐れもある。したがって団体が県庁舎内に事務局を置く必要性については、不断の見直しを行う必要がある。

② 県職員が団体事務に従事することの必要性

今後とも県職員が団体事務に従事する予定の団体は、31団体のうち26団体であった。

【意見】

県職員が団体事務に従事している場合には、社会情勢の変化などを踏まえ、従事の必要性等について不断の見直しを行う必要がある。

第4 結び

県行政においては、従来から県以外の団体である国、市町村、企業等の県事業への参画を求めるため等の理由により、県主導により多種多様な任意団体が設立されており、県の庁舎内に事務局を置き、県行政と密接な連携を取りながら様々な事業が行われている。

今回の行政監査は「県の庁舎内に事務局を置く任意団体について」をテーマとし、県の庁舎内に事務局を置く任意団体の業務運営状況、県職員の関与状況、県の指導監督状況などについて、まず事前調査により県全体の団体の概況を把握し、その中から県との関連が大きいと思われる団体を選定し、その団体を所管する県の機関に対し監査を実施したものである。

それぞれの団体は県の行政需要に応えるために設立されたものであり、その活動は概ね評価することができる。

監査の結果、任意団体に関する事務は概ね適正に行われていたが、それぞれの団体は比較的小規模なものが多いことなどにより、団体の経理処理等の規程の整備が不十分であったり、庁舎使用許可等の事務手続が省略されている事例などが一部に見受けられた。

県の庁舎内に事務局を置く任意団体の多くは、県職員がその役員や事務局職員に従事しており、また県からの財政的な支援を受けている場合が多いことなどから、県と同様、今後より一層事務手続の透明性や、説明責任が求められるものと思われる。

また、団体の今後のあり方、県の庁舎内に事務局を置く必要性、県の関与のあり方等についても、不断の見直しが必要であると思われる。

今回の監査は、一定の要件を満たす任意団体を所管する県の機関を対象にしたものであるが、今後、この監査結果の趣旨を活かして、任意団体の今後のあり方や県の関与のあり方等について再検討がなされ、各団体の適正かつ効率的な運営が図られることを期待するものである。